

**高圧ガス移動監視者講習テキスト**  
**類（可燃性ガス） 類（毒性ガス） 類（液化石油ガス）**  
**第2次改訂版**  
**追 補**

平成 17 年 4 月

一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則の改正（平成 17 年 3 月 31 日施行）に伴い、修正するものです。

頁	行など	改正後の記述
59	上 1～上 8 を削除し右欄の文章を追加	<p style="text-align: center;">第 2 号について（集結容器及び集合容器）</p> <p>ニ 2 以上の容器であって、一体として車両に緊結されたもの（以下この号において「集結容器」という。）にあつては、次に掲げる基準のイ、ハ及びニに適合し、2 以上の容器を 1 のフレームに固定したもの（以下この号において「集合容器」という。）であつて、一体として車両に固定されたものにあつては、次に掲げる基準のロ、ハ及びニに適合すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 容器相互及び集結容器と車両とを緊結するための措置を講ずること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 容器とフレーム及び集合容器と車両とを適切に固定するための措置を講ずること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ハ 容器ごとに容器元弁を設けること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ニ 充てん管には、安全弁、圧力計及び緊急脱圧弁を設けること。</p>
67 68 81	67 頁下 2～ 下 1、68 頁上 1～上 5、81 頁上 6～上 1 2 を削除し右 欄の文章を追 加	<p>集合容器とは、長尺容器を車両に固定したものなどをいい、集結容器とは、カードルなどをいう。</p> <p>ロ 運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、容器を固定した車両 1 台について運転者 2 人を充てること。</p> <p style="margin-left: 2em;">（イ）1 の運転者による連続運転時間（1 回が連続 10 分以上で、かつ、合計が 30 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、4 時間を超える場合</p> <p style="margin-left: 2em;">（ロ）1 の運転者による運転時間が、1 日当たり 9 時間を超える場合</p>
68 81 93	上 9 上 16 上 5～上 8 を 削除し右欄の 文章を追加	<p>「長距離運行」を「長時間運行」に修正する。</p> <p>「長距離運行」を「長時間運行」に修正する。</p> <p>(b) 運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、容器を固定した車両 1 台について運転者 2 人を充てること。</p> <p style="margin-left: 2em;">（イ）1 の運転者による連続運転時間（1 回が連続 10 分以上で、かつ、合計が 30 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、4 時間を超える場合</p> <p style="margin-left: 2em;">（ロ）1 の運転者による運転時間が、1 日当たり 9 時間を超える場合</p>
106	下 1	（削除する。）
107	上 1	（削除する。）